

# 住民税(市・県民税)の納付方法が変わります。



65歳以上の公的年金を受給されている方で一定の要件を満たす場合は、平成21年10月支給分より公的年金からの特別徴収が始まります。(特別徴収の対象となる方については広報あそ5月号に掲載しています。)

## ■納付の方法について

個人住民税の納付方法には、普通徴収と特別徴収の2つがあり、そのいずれかによって納税することになります。

**普通徴収**

納税者が納付書または口座振替により納入する方法をいいます。

**特別徴収**

特別徴収義務者(給与支払者)又は年金保険者(社会保険庁など)が、給与又は支払年金から税金を天引きして、市へ直接納入する方法をいいます。

## ■納付方法の変更について

これまでは、給与所得や公的年金等の所得、その他の所得を併せて、給与からの特別徴収か普通徴収でありましたが、これからはそれぞれの所得に応じた税額を納付していただくこととなります。

これから		←	これまで
給与所得に対する税額は・・・	①給与からの特別徴収		給与からの特別徴収 または普通徴収
公的年金等の所得に対する税額は・・・	②公的年金からの特別徴収 (または普通徴収)		
その他の所得(事業所得、不動産所得など)に対する税額は・・・	③普通徴収 (または給与からの特別徴収)		

## ■徴収税額の決定について

徴収される税額については、次のとおり差額計算により決定され、その優先順位は①給与からの特別徴収、②公的年金からの特別徴収、③普通徴収となります。

$$((\text{年税額} - \text{①給与からの特別徴収額}) - \text{②公的年金からの特別徴収額}) - \text{③普通徴収額}$$

公的年金等の所得に対する税額	給与所得に対する税額	その他の所得に対する税額	徴収方法
○	×	×	公的年金からの特別徴収
○	○	×	公的年金からの特別徴収と給与からの特別徴収
○	×	○	公的年金からの特別徴収と普通徴収
○	○	○	公的年金からの特別徴収と給与からの特別徴収と普通徴収

※ただし、所得按分による併合徴収の場合は異なりますので、詳しくはお尋ねください。

## ■公的年金等からの特別徴収について

公的年金等からの特別徴収は、平成21年4月1日現在で65歳以上の年金受給者のうち、前年中に公的年金等の所得があり、老齢基礎年金など支払年金額が18万円以上の給付を受ける方で、その公的年金等から介護保険料を天引きされている方が対象です。(納付方法を変更するものであり、この制度により新たな税負担が生じるものではありません。)

なお、この特別徴収は10月に支払われる公的年金等からの実施となりますので、本年度の上半期(6月分・8月分)は普通徴収(納付書又は口座振替)により納入していただきます。

